

軍縮・不拡散をめぐる最近の動向（6）

文献紹介：Fred C. Ikle, “Nuclear Abolition, A Reverie,” *The National Interest*, September/October 2009, pp.4-7.

（『核廃絶という夢想』）

軍縮・不拡散促進センターインターン 松田怜子

（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科修士課程）

本論文でイクレ（筆者）はまず、今日活発になってきている核兵器廃絶の考えに関して、どのようにして核兵器保有国が「核なき世界」を信じ追求するのか、どのようにして非核兵器保有国に核兵器を取得しないよう説得するのか、という問題を検討している。この問題に対し、筆者は、「核なき世界」達成のためには、「核兵器ゼロ体制」を形成できる国際組織が必要であり、この国際組織はいくつかの条件を満たす必要があると述べている。それらの条件とは、第 1 に、核兵器を廃絶する義務を課す新たな条約を核兵器保有国に批准させる政治的圧力を生み出せること、第 2 に、核爆弾となりうるすべての核分裂性物質を管理できること、第 3 に、核兵器の保有や開発を防ぐために検証を行うこと、第 4 に、ある国が違反した場合、軍事力での介入と解決を国連安保理に求められる体制があること、第 5 に、テロリストとその兵器技術支援者に対する国際刑事裁判所（ICC）の処罰を要求できること、の 5 つであるとしている。ただ、筆者は、このような組織を創設することは極めて難しいと論じる。

その一方で筆者は、核兵器が 64 年間使われなかったという不使用の事実と伝統に着目し、外交によって核戦争を防止し、仮に核兵器が使用された場合には不使用の体制に戻す努力が必要である、と論じている。よって、米国は核兵器をあまりに早く削減してはならない——核兵器の使用が防止できる限りにおいて、核廃絶はさほど重要ではなく、不使用の伝統と体制を保持することこそ、国際社会にとって必要不可欠なのだと筆者は考察する。そして、これこそ核兵器保有国間における 60 年以上も続いた最も重要な暗黙の了解であると結論付けている。